

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学 校 名	四国医療専門学校
設置者名	学校法人大麻学園

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>各授業科目について、授業科目名、科目の区分(基礎科目、専門基礎科目、専門科目、専門関連科目)、履修学年、履修時期(前期、後期、通年)、時間、必選別、担当教員、授業の概要(この科目で何を学習するか、また実務経験のある教員などについてはその旨及び到達目標、授業計画(授業回数やスケジュール)、学習方法(講義、演習、実技、実習)、評価方法、教科書及び参考書、学生への要望等の項目別に説明文を入れた授業概要を担当教員が作成し、学科会議、教務委員会及び教員会議を経て、年度末の3月に学校長が決定する。年度当初に、HPにて公表している。</p>	
授業計画書の公表方法	年度当初に HP にて公表 http://www.459.ac.jp/public/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー:ASP)による学修成果の把握・評価に係る取組の概要)

本校の教育理念に基づく各学科で定める「卒業認定・称号授与の方針」(ディプロマ・ポリシー:DP)で示された教育目標の到達度の把握、卒業認定・称号授与の方針、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー:CP)並びに「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー:AP)の三つのポリシーに基づき、機関レベル(学校)、教育課程レベル(学科)及び科目レベル(授業・科目)の3段階で、学修成果の把握・評価について、『四国医療専門学校 学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー:ASP)』(以下「アセスメント・ポリシー」という。)を定め実施している。

また、科目レベル及び教育課程レベルの学修成果の評価について、①その目的、②達成すべき質的水準、③評価の実施方法についても、アセスメント・ポリシーの中に、「授業科目及び教育課程における学修成果の評価方針」として定めて実施している。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

(1) 講義、実習等に必要な時間を取得しており、かつ、当該科目の成績において60点以上の成績を得た者には、所定の単位を与えている。

(2) 講義・演習・実習・実技の成績は以下のとおりである。

秀・・・90点以上

優・・・80点以上90点未満

良・・・70点以上80点未満

可・・・60点以上70点未満

不可・・・60点未満

(3) 臨床実習の成績評価

実習指導者の評価にもとづいて、学科内で総合的に判断し、上記(2)のとおり最終評価する。

*理学療法学科と作業療法学科は、実習前後の評価を臨床実習の成績評価に含めて成績評価する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学業成績を総合的に評価するための基準としてGPA(Grade Point Average)を用いている。GPAは累計にて算定する。

GPAの算定に当たっては、履修した各科目の評価にGP(Grade Point)(以下「GP」という。)を割り当て、その平均を取ることとし、以下の数式により算定する。

$$\frac{(\text{履修登録した GPA 対象科目の GP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{履修登録した GPA 対象科目の単位数の合計}}$$

GPA の対象科目は、学則別表に定める授業科目のうち、成績評価で示すことのできる授業科目とする。

GP の割り当てについては、学則第 32 条に定める成績の評価に応じて、次に定める GP を割り当てる。

成績評価	GP
秀 (90～100 点)	4
優 (80～89 点)	3
良 (70～79 点)	2
可 (60～69 点)	1
不可 (59 点以下)	0

客観的な指標の算出方法の公表方法	授業概要に掲載し HP にて公表 http://www.459.ac.jp/public/
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校の建学の精神および教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、各学科の教育課程編成方針、卒業認定に関する基本的な方針（ディプロマポリシー）を定め、授業概要に掲載し学生へ公表している。

卒業の認定は、授業料その他の納付金を滞納していない者について、出席状況及び単位修得状況等により、学校運営会議及び教員会議の議を経て学校長が決定する。なお、学科毎のディプロマ・ポリシーと卒業認定は、以下を参照のこと。

<鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科 1 部・2 部>

1. ディプロマ・ポリシー

鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科では、所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して、卒業を認定し、専門士の称号を付与する。

- 1) 将来、医療施設、施術所等において臨床にあたる上で必要な、現代医学及び東洋医学の基礎的知識と基本的技能を修得している。
- 2) 医療人として必要な基本的態度・習慣を身につけている。
- 3) 医学的問題を正しく捉え、自然科学のみならず、社会的、心理的、倫理的方法を統合して解決する為の能力を身につけている。
- 4) 生涯にわたり自主的に課題に取り組み、問題点を把握しつつ追求し、解決できる能力及び自己学習する態度・習慣を身につけている。

2. 卒業の認定

卒業の認定は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を修得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。

<柔道整復学科 1 部・2 部>

1. ディプロマ・ポリシー

柔道整復学科では、学則に定めた単位を修得し、柔道整復師に求められる基礎的な知識と技能・態度習慣を身に付け、以下の素養を身につけた者に対して、卒業を認定し、専門士の称号を付与する。

- 1) 専門性（自律）：柔道整復師としての資質の向上に努めることができる。
- 2) 道徳性（信頼）：柔道整復師としての美徳の陶冶に努めることができる。
- 3) 公益性（貢献）：柔道整復師としての知識と技術をもって社会に貢献できる。

2. 卒業の認定

卒業の認定は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を修得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。

<理学療法学科>

1. ディプロマ・ポリシー

理学療法学科では、所定の単位を修得し、以下のような能力を身につけた者に対して、卒業を認定し、高度専門士を付与する。

- 1) 人を広く深く理解し、人と関わりあえる態度を身につけている。
- 2) リハビリテーションの基本的な知識・技術を修得している。
- 3) 保健医療福祉チームの一員としての役割と責任を果たす能力を身につけている。
- 4) 専門職としての認識を深め、生涯学習を継続する姿勢を身につけている。
- 5) 高い問題処理能力を培い、将来において学術的に活動できる態度を身につけている。

2. 卒業の認定

卒業認定は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を修得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。

<作業療法学科>

1. ディプロマ・ポリシー

作業療法学科では、所定の単位を修得し、以下のような能力を身につけた者に対して、卒業を認定し、高度専門士の称号を付与する。

- 1) ひとが作業を通じて健康で幸福な生活を行うために、人を広く深く理解するための探求する能力が身につけることができる。
- 2) 作業療法の実践に必要な基本的知識と技能を修得することに加え、その人の課題を的確に捉え、解決するために必要な知識を統合できる能力を身につけることができる。
- 3) 対象者や様々な医療・介護職種と良好な人間関係を構築することができる人間性豊かなコミュニケーション能力を有し、職業人として責任のある行動ができる。
- 4) 作業療法の社会的役割を認識し、生涯探求していく姿勢を身につけることができる。
- 5) 卒業後、時代のニーズを理解し、地域社会に貢献できる人材として活動ができる。

2. 卒業の認定

卒業認定は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を修得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。

<看護学科>

1. ディプロマ・ポリシー

看護学科では、所定の単位を修得し、以下の力を身につけた者に対して、卒業を認定し、高度専門士の称号を付与する。

- 1) 生命・人権を学び、倫理観に基づいて判断・行動できる心豊かな人間性を身につけている。
- 2) 看護の対象を総合的に理解し、科学的根拠に基づいた知識・技術・態度と、信

頼される看護が実践できる基礎的能力を修得している。

- 3) 東洋医学の理論・心・技を理解し、看護の対象を深く癒せる実践能力を修得している。
 - 4) 保健・医療・福祉に関する理論及び社会の問題を「福祉学」と「心理学」の面から教育研究するとともに、福祉行政のあり方を考える能力を修得している。
 - 5) 看護の社会的役割を認識し、保健医療福祉チームの一員として行動できる能力を身につけている。
 - 6) 専門職業人として成長・発達できるよう自己研鑽に努め、変動する社会のニーズに対応できる能力を身につけている。
 - 7) 専門職業人である自覚をもち、広い視野で 21 世紀の看護を創造する能力を身につけている。
2. 卒業の認定
- 卒業の認定は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を修得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

授業概要に掲載し HP にて公表
<http://www.459.ac.jp/public/>